

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 7 年 9 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 9 回定例総会議事録

署名委員 里 義文

署名委員 朝 郁夫

奄美市農業委員会第9回定例総会議事録

1. 招集日時 令和7年9月25日(木) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	里 義文	8	榮 清安
2	朝 郁夫	9	西 盛満
		10	山田 正修
4	与沢 裕美		
5	照井 香里	12	里 和彦
6	大瀬 昭信	13	中棚 昭三十
7	日高 千夏		

4. 欠席委員 3名

3番 茂木 幸生 11番 岸田 国広 14番 田中 幹雄

5. 出席職員

事務局長兼住用分室長	池 秀 平	次長兼農地農政係長	勝 裕美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利支所主幹	竹山 和幸
名瀬支所主査	別府真砂海	住用会計任用職員	朝井 光徳

6. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第51号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
合意解約の決定について

議案第52号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の
決定について

事務局	(池 局長) 最初に、本日会長が欠席のため議長につきましては奄美市農業委員会会議規則第 12 条の 2 において「会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長代理がその職務を代理する。ただし会長代理は、あらかじめ、委員の間で互選しておかなければならない。」 また、3 においては「会長及び会長代理がともに事故あるときは、最年長の出席委員がその職務を代行する。」 となっているため今回の議長においては会長代理の榮会長代理に議長をお願いいたします。 また、今回の議案 49 号 3 条許可申請 No. 47 において議長の交代がありますのでその際、山田委員の議長の進行の程よろしくをお願いいたします。
議長	(榮 会長代理) それでは先程、事務局からの説明を受け会長代理の私、8 番榮が議長となり議事の進行を行いますので、皆様のご協力の程、よろしくお願いいたします。 また、No. 47 においては議長を 10 番山田委員と交代致しますので、よろしくお願いいたします。 改めて議事の進行に戻らせていただきます。 ただいまの出席委員は 11 名、(欠席者は 3 名で) 総会は成立いたしました。 これから、令和 7 年第 9 回定例総会を開会いたします。 それでは、議事日程に入ります。 《 日程第 1 》 「会議録署名委員の指名」を行います。 本総会の会議録署名委員には、1 番 里 委員と 2 番 朝 委員 のお二人を指名いたします。 《 日程第 2 》 会期の決定を議題といたします。 本日の総会は日程通知のとおり、 議案第 49 号から議案第 52 号までの 4 件を予定しております。 お諮りいたします。

会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日 1 日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおり予定しております。

これにご異議ございませんか。

(全委員から異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《 日程第 3 》

議案第 4 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 4 5 ～No. 4 8 について議題と致します。

それでは事務局から No. 4 5 、 No. 4 6 について説明を求めます

(池 局長)

議案第 4 9 号の 3 条許可申請について

1 ページをお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は交換が 2 件、売買が 2 件の計 4 件の申請でございます。

2 ページをお開き下さい。

No. 4 5 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字辺留字^{とううえまた}當上亦の 5 筆の申請です。

農地区分は第 1 種農地の申請であります。

譲渡人の 5 筆の農地の面積の合計は 5 , 9 4 1 m²で交換による申請となります。

農地取得後は、サトウキビを栽培する予定であります。

議長 1 番	続きましてNo.4 6 です 1 2 ページをお開き下さい。 No. 4 6 は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字笠利字池増他 2 筆の合計 3 筆の申請です。 農地区分は第 1 種であります。 譲渡人の 3 筆の農地の面積は 2, 3 2 9 m²で交換による申請となります。 また、農地取得後は、サトウキビを栽培する予定で営農計画書も提出されております。 (榮 会長代理) 続いてNo.4 5、No.4 6 について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願いいたします。 (里 委員) 譲受人について説明 1 番、里です。 議案第 4 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてNo.4 5 の譲受人の調査報告をさせていただきます。 9 月 1 7 日午前 9 時に笠利分室の竹山主幹と与沢委員と自分と譲受人は体調不良のため娘さんと譲渡人と申請地の農地において農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。 譲受人は 9 0 歳近くまでサトウキビ農家として頑張っていたとのことでした。 農機具においては父親が使っていた農機具を活用して管理をしているとの事でした。 夫の農作業の年間従事日数が 9 0 日と少ないのはサトウキビの植え付け時期や忙しい時に奄美と福島を行ったり来たりしているからとの事でした。 農地の所在及び記載内容に間違いのないとの事でした。 農作業へ常時従事することや耕作地への距離からも問題ないと思います。 この農地 5 筆について、あまりにも農地の格差が 3, 6 1 2 m²もありますので問題ないのか確認をいたしました。両親から聞いていますので問題ないとの事でした。 又、固定資産税、相続税、その他の税においても問題ないとのことでした。 ご審議の程をお願いいたします。
----------------------	--

4 番	(与沢 委員) 譲渡人について説明 4 番、与沢です。 議案第 4 9 号農地法第 3 条の規定によるNo. 4 5 の譲渡人について調査報告をいたします。 9 月 1 7 日火曜日、午前 9 時に譲渡人ほか、譲受人が体調不良のため代理人としてご息女と、分室の竹山さん、委員の里さんと私と圃場で待ち合わせて、譲渡人から許可申請内容の確認をしました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等の記載、内容について間違いのないの事でした。譲渡人と譲受人とは親類関係にあり、隣接する農地をお互いに集約するための交換ということです。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
1 番	(里 委員) 土地について説明 土地についてご報告させていただきます。 午前 9 時に笠利分室の竹山主幹と与沢委員と自分と譲受人の娘さんと譲渡人と農地の現状確認調査をおこないました。 農地の現状は 5 筆ともサトウキビが栽培されていました。申請の農地は第 1 種農地でもあり周りの農地への影響もなく問題ないと思います。 農地を拡大して農業がやりやすいように農地を 1 ケ所にまとめたように思われました。 農地法第 3 条、第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 6 号、第 3 項第 2 号、については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	(榮 会長代理) No. 4 6 の調査報告をお願いします。
4 番	(与沢 委員) 譲受人について説明 議案 4 9 号農地法第 3 条の規定によるNo. 4 6 の譲受人について調査報告をいたします。 9 月 1 7 日火曜日、午前 9 時に譲受人ほか、譲渡人が体調不良のため代理人とし

	てご息女と、分室の竹山さん、委員の里さんと私と圃場で待ち合わせて、譲受人から許可申請内容の確認をしました。 土地の所在、及び権利の設定等に係る対価等の記載、内容について間違いがないとの事でした。 譲受人はUターンで島に戻り、また農業経験はないとのことですが、親類は農業に携わっている方が多く、農業機械を借りて受託も利用しながらサトウキビを栽培する予定とのことでした。今回は農地を集約して効率化を図るため親類間での交換となります。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
1 番	(里 委員) 譲渡人について説明 議案 4 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請No. 4 6 の譲渡人のご報告をさせていただきます。 午前 9 時に笠利分室の竹山主幹と与沢委員と自分と譲渡人は体調が悪いとの事で娘さんと譲受人と申請地の農地において農地の現状確認調査及び聞き取り調査をおこないました。譲渡人は 9 6 歳と高齢ではありますが 9 0 歳近くまでサトウキビ農家として頑張っていたとの事でした。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
1 番	(里 委員) 土地について説明 土地についてご報告させていただきます。 農地の現状はサトウキビが栽培されていきました。申請地の第 1 種農地でもあり周りにおいても綺麗に管理されていきました。 農地法第 3 条、第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 6 号、第 3 項第 2 号、については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	(榮 会長代理) それでは、No. 4 5、No. 4 6 について質疑に入ります。 質疑はございませんか。

議長	質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。 それではNo.47に入る前に冒頭で事務局からの説明から私の調査報告があるため議長を交代致します。 (山田 委員) それでは奄美市農業委員会会議規則により議長を交代いたします。 10番、山田です。 よろしくお願いいたします。 それではNo.47について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局	(池 局長) No.47です。 23ページをお開き下さい。 No.47は、譲渡人が所有する奄美市住用町大字石原字宇登呂勝^{うとろがち}の2筆の申請です。 農地区分は第2種であります。 譲渡人の2筆の農地の面積は2,671㎡で売買による申請となります。 また、農地取得後は、タンカン・津の輝を栽培する予定です。
議長	(山田 委員) 続いてNo.47について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告をお願いいたします。 まず、最初に譲受人の調査報告をお願いします。

8 番 議長 議長 1 0 番	(榮 委員) 譲受人について説明 8 番、榮です。 農地法第 3 条の規定による No. 4 7 の調査報告を行います。 9 月 1 2 日金曜日、午後 1 時 3 0 分、農地調査担当の茂木委員、住用支所の朝井さん、私と譲受人 4 名で現地にて申請内容の確認と農地の現状を調査しました。 申請書に記載された農地の所在、地番、2 筆の面積、売買による所有権の移転、対価、後継者である息子さんの確認等相違ない事を確認いたしております。 以上です。 (山田 委員) ありがとうございました。 それでは、譲渡人については私の調査報告がありますので再度議長を交代致します。 (榮 会長代理) それでは引き続きよろしくお願いいたします。 譲渡人について調査報告お願いいたします。 続いて、土地について調査報告お願いいたします。 (山田 委員) 譲渡人について説明 1 0 番、山田です。 議案 4 9 号農地法 3 条の規定による許可申請 No. 4 7 についての調査報告をいたします。 9 月 2 0 日午後 6 時に電話にて譲渡人へ聞き取りをいたしました。 土地の所在等、住用町大字石原字宇登呂勝の農地 2 筆、地目、面積、記載通りで対価が 2 筆合計で 2, 6 7 1 m²で〇〇円、聞き間違いありませんということでした。 以上、調査報告終わります。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
---	---

住用 支所	(朝井 会計任用) 土地について説明 茂木委員の代読 3 番の茂木委員が欠席のため代読いたします。 9 月 1 2 日金曜日、午後 1 時 3 0 分頃、譲受人の畑で待ち合わせをし農業委員の榮さん、住用分室の朝井さんとともに現地を訪問しました。 住用町大字石原字宇登呂勝、地目は畑で現況は原野の土地及び住用町大字石原字宇登呂勝、地目は畑、現況は畑の土地に関しては申請書のとおり売買による所有権移転申請であることに相違ありませんとのことでした。 字図と照合し当該現地であることの確認もいたしました。 現地の状況は宇登呂勝 1 筆が原野となっていました、許可後は重機を入れて開墾し果樹園にするという、お話しでした。 また、もう 1 筆の農地についてはタンカン等の果樹が栽培されていて成木となり、綺麗に管理されていました。譲受人、譲渡人の関係については二従姉弟という事でした。 農地法第 3 条、第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 6 号、第 3 項第 2 号、については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	(榮 会長代理) それではNo. 4 8 について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局	(池 局長) 3 3 ページをお開き下さい。 N0. 4 8 は、 譲渡人が所有する奄美市笠利町大字中金久字配田又^{はいた また}の 1 筆の申請です。 農地区分は第 1 種であります。 譲渡人の 1 筆の農地の面積は 2 , 5 0 5 m²で売買による申請となります。 また、農地取得後は、タンカンを栽培する予定です。

議長	(榮 会長代理) 続いてNo.48について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告をお願いいたします。
6 番	(大瀬 委員) 譲受人について説明 6 番、大瀬です。 農地法第3条の規定による許可申請No.48の譲受人の調査報告を致します。 9月18日木曜日、午前9時に譲受人、竹山主幹、中棚委員、丸田推進委員と私と、圃場で待ち合わせて、譲受人から許可申請内容の確認をしました。 土地の所在及び権利の設定等に係る対価等の記載内容について間違いないとの事です。 今回の農地は、何十年前から放棄されており、雑木が生い茂っている農地で、友人の不動産業者から相談があり、周りには防風林を植えてありタンカンを植えるのに適していると判断し購入に至ったという事です。譲受人は大型機械車両を所有しているので雑木を整理してタンカンを植えるとのことです。 地域として放棄地が改善されていい事だと思います。 委員の皆様のご審議の程よろしくをお願いいたします。
10 番	(山田 委員) 譲渡人について説明 議案49号農地法第3条の規定による許可申請No.48についての調査報告を致します。 9月16日午前10時30分頃に久里町の自宅を訪問しましたが留守でしたので名刺に要件を書いてポストへ挟んで帰りました。 当日の午前11時30分頃に電話がかかってきましたので、そのまま聞き取りをいたしました。 土地の所在等、奄美市笠利町大字中金久の土地1筆、地目、面積、記載通りで対価が2,505㎡で、〇〇円で間違いありませんということでした。 以上、調査報告終わります。 ご審議の程よろしくをお願いいたします。

1 3 番

(中棚 委員) 土地について説明

1 3 番、中棚です。

議案第 4 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

No. 4 8 所有権移転売買の土地の報告を致します。

9 月 1 8 日午前 9 時に現地の畑、笠利町大字中金久字配田又の畑に笠利事務局竹山主幹、大瀬委員、丸田推進委員、私と譲受人と畑の確認をしました。

畑は 4 0 ページから 4 2 ページをご覧ください。

畑は基盤整備地区内にありますが何十年も耕作されていない畑になります。

畑の中は雑木が生えており手をかけないと畑になりません。譲受人は大型機械車両を所有しているので自分で開墾作業をして果樹支援事業などを利用してタンカンを植えるそうです。

農地法第 3 条、第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 6 号、第 3 項第 2 号、については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

皆さまのご審議の程よろしくお願いいたします。

以上です。

(榮 会長代理)

議長

それでは、No. 4 7、No. 4 8 について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第 4 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 4 5 ～No. 4 8 について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《 日程第 4 》

議案第 5 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請、No. 1 について議題といたします。

それでは事務局から議案の説明を求めます

事務局	(池 局長) 今回の申請の内訳は名瀬地区の1件の申請です。 44ページをお開き下さい。 No.1です。 今回の申請地については先月、名瀬地区の山下推進委員からの情報にて発覚しました土地でございます。 内容と致しましては奄美市和光町において元々畑であった場所に家を作るかのように基礎を作っているとのことを聞いたうえ、8月15日私が現場へ行き、土地の所有者へ聞き取り調査をおこないました。 所有者である夫妻とお話しができ自宅と隣接している土地は畑で分かっているにもかかわらず、農地法の許可が必要と知らず造成工事を行ったということでした。 事務局からの指導として、速やかに申請書を提出してくださいということを本人に確認して今回の申請に至りました。 改めて今回の申請地は奄美市名瀬和光町の通路と境界壁の申請でございます。 農地区分は第3種農地で都市計画地域であります。 申請地につきましては自宅につながる通路と分筆した土地の境界壁の申請でございます。 49ページの事業計画の4の資金計画につきましては必要経費が記入しているものの残高証明が添付されておりません。 この件につきましては本人の通帳にはこの金額がなく、通路以外の分筆した造成地の売買金額から差し引いた額で業者をお願いしたとの事でありました。 分筆している土地につきましては今後申請を行う予定です。 以上でございます。
議長	(榮 会長代理) 続いてNo.1の担当調査委員による申請人、土地について調査報告お願いいたします。
事務局	(勝 次長兼農地農政係長) 申請人と土地について説明 田中委員の代読 14番の田中委員が欠席のため代読いたします。 議案第50号農地法第4条の規定による許可申請No.1の申請人と土地について調査報告致します。

議長	まず、申請人ですが9月21日午後5時、申請人の自宅で話しを聞くことができました。 書類の記載内容に間違いのないことでした。 続いて土地ですが9月21日午後5時、現地を確認致しました。 46ページをご覧ください。土地は和光町の住宅地内にあります。 48ページをご覧ください。〇〇が今回申請された土地で〇〇は申請人の自宅であり〇〇には申請人の兄の自宅が2世帯で建てられています。 今回の申請地はこの兄の自宅に通じる通路を作るためのものです。 53, 54ページをご覧ください。現状この土地はすでに通路を作るための工事が始まっており、始末書が添付されております。周りは住宅に囲まれた土地であり農業には向かない土地と判断致します。 以上、報告致します (榮 会長代理) それでは、No.1の質疑に入ります。 質疑はございませんか。 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員の挙手) 全員賛成であります。 よって、議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請、No.1について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。 《 日程第5 》 議案第51号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について 議案第52号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の賃貸借契約の決定について議題といたします。 それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。 (池 局長)
事務局	最初に議案51号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による合意解約について59ページの管理表をお開き下さい。 解約内容につきましては笠利地区の2件、5,838㎡でございます。

解約理由といたしましては使用貸借から賃貸借に変更のため意解約となりました。

続いて議案５２号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による賃貸借契約について６４ページの名瀬地区、６５ページの笠利地区の管理表をお開き下さい。

利用権の契約内容といたしましては名瀬地区が６件で面積は１０,６４８㎡でございます。

また、笠利地区につきましては解約した２件を再契約で面積は５,８３８㎡でございます。

その他、作物名などにつきましてはお目通しください。

以上であります。

(榮 会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。 質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第５１号、議案第５２号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

議長

協 議 会

事務局

(池 局長)

1. 連絡事項

① 農業委員会女性委員の会総会・研修会報告 9月1日～2日
報告者：西 なおみ 推進委員

② 農業者年金加入推進研修会報告 9月2日
報告者：与沢 裕美 農業委員

③ 10月の日程について

- ・ 申請締め切り日 10月 6 日 月曜日
- ・ 事前協議の日程 10月14日 火曜日 9：30～ 3F会議室
日高委員、朝 委員、山田委員、肥後推進員
- ・ 総会の日程 10月27日 月曜日 9：30～ 5F会議室

閉 会

令和7年9月25日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 里 義 文
署名委員 朝 郁 夫
作成者 池 秀 平